

4. 乳幼児健診ガイドライン(案)

乳幼児健診の最重要課題を次のようにまとめた。

1) 乳児期早期からの対応

全数把握の方法

未受診者対策

乳児期早期からの虐待防止

育児不安・子育て支援対策

2) 親と子のこころの健康問題への対応

親子関係や育児不安への対応、心理相談・心理士の関わり

3) 「軽度発達障害児」の早期発見と適切な対応・支援

5歳児健診と「軽度発達障害児」へのケア、適切な療育・支援体制

4) 健診体制のあり方の検討

未受診者対策、専門職の確保、

市町村合併と乳幼児健診体制、コスト・パフォーマンス

5) サービスの向上

健診における教育・指導の充実、

医療機関における健診の充実、

土・日曜日健診の実施、

受益者満足度調査の定期的実施

6) 授乳・離乳・食育に関するアドバイス

7) 事後措置（健診後支援体制）の充実

8) 他の母子保健事業、福祉、教育等関連機関との連携の強化

5. 乳幼児健診ガイドライン(案)解説

1) 乳児期早期からの対応

★乳児期早期の全数把握の必要性

- ・乳児期早期は、育児不安のリスクが高く、また虐待例も少なくないことから、親子の状況を把握することが特に重要である。
- ⇒乳児期早期に出生児の全数を把握し、乳幼児健診の受診を勧奨するとともに、親子の個別のニーズにきめ細かく対応をする。

☆全数把握の方法としては

- ・母子健康手帳交付時に妊婦全員に対して専門職が面接し、ハイリスク事例の把握に努める。
- ・新生児訪問指導は、原則としては出生児全数を対象とする。
- ・生後4か月までに、出生届及び出生連絡票を活用し、新生児訪問指導及びその他の事業（「こんにちは赤ちゃん」事業を含む）などにより、全数を把握する。

☆全数把握するためのシステムと得られた情報に的確に対応するためのシステムが必要である。

☆全数把握すべき親子の状態としては

- ・健康上のリスクに加えて、特に、虐待防止、育児不安対策に重点を置く。
- 特に、保健分野だけでなく、医療・保育・教育等、関連する分野との連携は必須であり、プライバシーに留意しつつ情報を提供し、キイ・パースンとして調整を図る必要がある。

★未受診児対策の重要性

- ・乳幼児健診の未受診児の状態を全数把握するようにする。
- ・未受診の原因を把握し、きめ細かい対応をすることが重要である。

★乳児期早期からの虐待防止対策が必要である。

- ・健診受診時の親子の様子を観察し、虐待の早期発見に努める。
- ・未受診児の中の虐待事例を見逃さないようにする。
- ・健診を行う医療機関においても、日常診療で未受診児の発見に努める。

★子育て支援に重点を置いた健診体制を整える。

- ・事前にアンケートを郵送する、健診の場で詳細な問診をするなどにより、育児不安や悩みごと等の状況を把握する。
- ・健診の場で、問診や身体計測など、いろいろな場面で、従事者が親子の様子を観察し、情報を集約できるようにする。
- ・問診、診察、個別相談、個別指導等、それぞれの機会にきめ細かい相談ができるような体制を整える。
- ・家族の健康状態、人間関係、経済状態等、総合的な相談ができようにする。
- ・月齢・年齢に応じて、保健指導・栄養指導・育児指導などの集団指導を実施し、個別指導と組み合わせ、ニーズに応えられるようにする。
- ・健診の場で、子育て支援事業への参加を促し、乳幼児健診と子育て支援事業の連携を図る。

2) 親と子のこころの健康問題への対応

★子どもと親の心の健康問題への対応・支援の体制を整える。

- ・ 育児不安や親子関係の問題を含む親子の心の健康問題への対応が必要である。特に、新生児期のマタニティーブルーや育児不安、さらに産後うつ病への対応が重要である。
- ・ 乳幼児健診において、アンケートや詳細な問診、受診時の親子の様子を観察等により心の健康問題のリスク、親子関係のリスク等を把握し、個別に相談に応じられるようにする。
- ・ 必要に応じて、児童精神科医、心理士等専門職が対応できるよう、心理相談等の場を設ける。
- ・ さまざまな個別相談や個別指導の機会に、親子の心の問題に適切に応じられるよう保健師等、健診従事者の研修を実施する。
- ・ 心理相談等の個別相談、親子で参加できる子育て支援事業等、継続した支援ができるよう体制を整える。

3) 軽度発達障害児の早期発見と適切な対応・支援

★発達障害児の早期発見と、健診後の早期対応・適切な療育・支援体制を整える。

- ・ 乳児期早期から、発達障害児の早期発見を図る。
- ・ 乳幼児健診システム全体を見直し、発達障害児の早期発見と早期対応ができるよう体制を整える。
- ・ 発達障害児及び発達障害の疑いのある児を経過観察しながら、支援できるよう保育施設とも連携を図る。
- ・ 発達障害児及び発達障害の疑いのある児と保護者に対する心理相談や親子の交流の場など、心理面で支援する体制を整える。
- ・ 5歳児健診など幼児期後期の健診を検討するに当たっては、保育園・幼稚園等との連携や、就学後の継続した指導なども含めた支援体制を整え、幼児期の育児を多面的に支援することを目指す。

4) 健診体制のあり方

★乳幼児健診の目的として、子育て支援の重要性を再確認する。

- ・ 乳幼児健診の目的は、疾病異常の早期発見、発育・発達の評価、より健やかな発育・発達への支援とともに、子育てに不慣れで十分なサポートのない親を早期発見し適切な支援をすることにより、虐待を防止し、育児不安を解消し、多面的な継続的な子育て支援の要となることである。

★専門職を確保して、健診体制の充実を図る。

- ・ 専門職の確保と自治体間の協力システムを検討する。
特に、僻地等における医師（小児科医）や心理職の確保が重要である。また、栄養士等は常勤職での配置が重要である。
- ・ 専門職の配置について、市区町村の枠を超えて、広域的に配置を調整する。
特に、僻地における保健師の配置を検討し、抜本的な改革を図る。拠点となる自治体からの派遣制度なども検討する。

★医療機関における乳幼児健診のあり方を再検討する。

- ・医療機関における乳幼児健診のガイドラインを検討する。
- ・医療機関では、医療面での対応をより充実するとともに子育て支援を強化する。
- ・保健センター・保健所における集団健診との併用等、個別健診と集団健診のメリットを相補的に利用するシステムを検討する。
- ・医療機関における医師以外の専門職の配置の義務化の必要性を検討する。

★乳幼児健診のコスト・パフォーマンスを検討する。

- ・受益者「満足度」調査の定期的な実施とともに、乳幼児健診の事業評価に活用する。

★市町村合併・編入のあった自治体自治体の健診体制、健診項目、指導基準などの整備を図る。

- ・旧地域の地域特性を認識し、合併に基づく特性の変化を評価する。
- ・健診の診査基準の統一化と、その内容の個別性（活かすべき地域特性）とのバランスをとる。

5)サービスの向上

★乳幼児健診の内容を充実させ、利用者の利便を図る。

- ・健診における指導・教育を充実させる。
育児全般にわたる指導・教育を実施し、食育を健診に位置づける。
- ・乳幼児健診の場を活用し、継続的な支援、子育て支援につなげる。
- ・医療機関では、医療面での対応をより充実するとともに子育て支援を強化する。
- ・土日健診等の実施：土日健診等、受診者のアクセスを改善する方向で検討する。

★乳幼児健診の事業評価を適切に実施する。

- ・受益者の健康度変容に基づいて事業を評価することが必要であり、そのための体制整備を図るべきである。
- ・受益者「満足度」調査を定期的な実施する。その結果を踏まえることにより、受診者のニーズを反映させる。
- ・乳幼児健診のコスト・パフォーマンスを検討する（上記）。

6)授乳・離乳や食育に関するアドバイス

★乳幼児健診の場を活用した食育を推進する。

月齢・年齢に応じて、授乳・離乳に始まる子どもの食事について、食育の観点からアドバイスを行う。

- ・地域住民のニーズに合致した食育の推進の必要性
- ・生涯の健康を視野に入れた食育の必要性
- ・適正な食事のリズムの確立
- ・家族で食卓を囲む（共食）の勧め
- ・親の食意識向上の支援

7) 事後措置(健診後支援体制)の充実

★健診後の事後指導の充実・徹底を図る。

- ・乳幼児健診の当日に出される判定により、必要とされた個別指導や受診勧奨などの適切な対応を受診者がもれなく受けられるように、職種ごとに従事者を配置し、時間配分や健診全体の手順に配慮する。
- ・要精密検査、要医療、要療育など、後日専門機関による診断や治療、療育などが必要と判定された場合には、受診状況等を確認し、診断結果やその後の症状等の経過を確認する。

★継続支援体制をより一層充実させる。

- ・保健所や保健センターの常勤スタッフの配置を充実し、訪問指導や個別相談等、健診と健診の間を切れ目なくフォローできるようにする。
- ・総合的・長期的な支援体制づくり：
 - 発達健診・発達促進事業など、発育・発達の支援を継続できるようにする。
 - 疾病や異常、障害などに対する必要な医療・保健・療育・保育など適切な面での支援の方針を決定し、継続的な通院・通園等を促進し、支援する。
 - 心の健康・食育など領域ごとの、また一方では総合的な指導・教育を継続し、支援する。
- ・小児医療体制との連携
- ・療育システムの整備：特に発達障害の疑いのある場合に、専門機関に紹介して正確な診断を受けられるようにすることと、継続して児の発達支援及び保護者や保育者の指導が受けられる場を確保することが重要である。

8) 他の母子保健事業、福祉、教育等関連機関との連携の強化

★子育て支援体制を整え、乳幼児健診を母子保健事業の要とし、母子保健システム全体として住民のニーズにきめ細かく対応できるように再構築する。

①当市区町村の他の母子保健事業、子育て支援事業など乳幼児を対象とする事業を受け持つ部署間の連携を図り、それぞれの事業を相補的に協働して実施する。

②当市町村及び隣接市町村を含めた地域における社会資源を活用する。

③地域における関係機関や他の専門分野との連携を充実させる。

- ・医療機関、療育機関、保育所等の関係機関や、医療・教育・福祉等他の分野との連携を充実させる。

疾病や異常あるいは障害の疑いのある児に対しては、医療上の対応だけでなく、発達を支援し、また社会生活面での支援を行うため、保育を含む関係機関における対応を充実させ、その経過を確認できる体制を整える。

特に、発達障害の疑いのある場合や虐待の疑いのある場合などで、保護者の理解が十分でないときなどに、保護者の理解を得られるよう健診で得られた情報を活かし連携を密にする。